

第2節

雇用・就労の促進施策

障害のある人の就労意欲が高まっている中で、障害のある人の就労を通じた社会参加を実現し、障害のある人が地域社会で、自立していきいきと暮らせるよう、障害者雇用対策の一層の充実を図っていく必要がある。

1. 障害のある人の雇用の場の拡大

(1) 障害者雇用の現状

ア 平成26年障害者雇用状況報告

現在、身体に障害のある人又は知的障害のある人を1人以上雇用する義務がある民間企業(常用雇用労働者数50人以上。)については、毎年6月1日時点の障害者雇用の状況を報告することになっている。平成26年の報告結果は次のとおりである。

① 民間企業の状況(図表5-5)

平成26年6月1日現在の障害のある人の雇用状況は、障害のある人の雇用者数が11年連続で過去最高を更新し、431,225.5人(前年同日408,947.5人)となるなど、一層進展している。また、労働者の実数は344,852人(前年同日323,839人)となった。このうち、身体に障害のある人の雇用者数は313,314.5人(前年同日303,798.5人)、知的障害のある人の雇用者数は90,203.5人(前年同日82,930.5人)、精神障害のある人の雇用者数は27,708.0人(前年同日22,218.5人)と、3障害とも前年より増加していた。

また、民間企業が雇用している障害のある人の割合は1.82%(前年同日1.76%)であった。

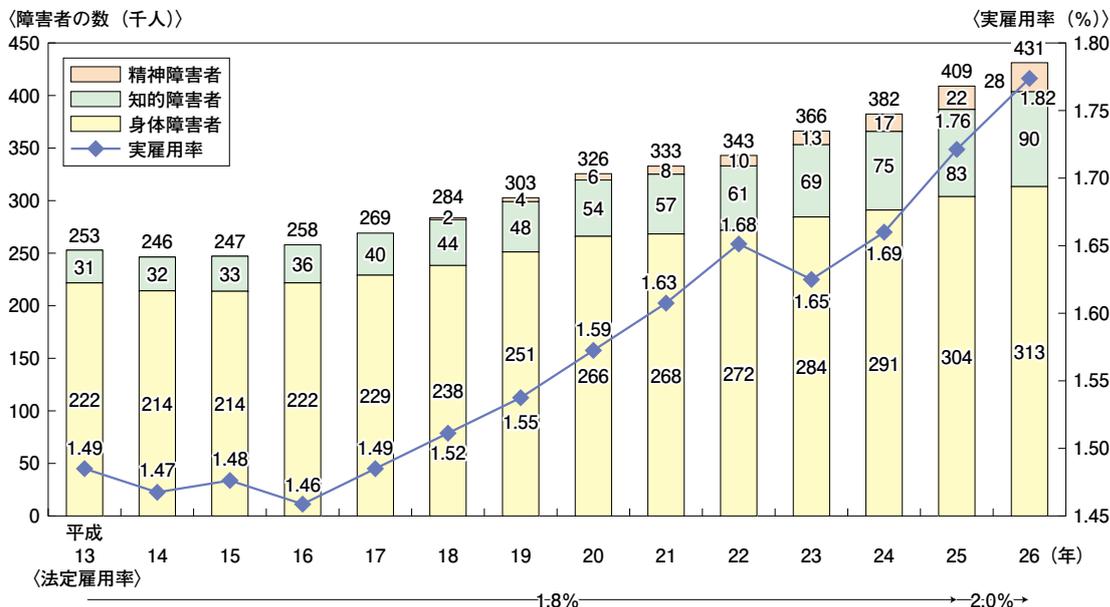
企業規模別に割合をみると、50~100人未満規模で1.46%、100~300人未満規模で1.58%、300~500人未満規模で1.76%、500~1,000人未満規模で1.83%、1,000人以上規模

で2.05%となった。

一方、法定雇用率を達成した企業の割合は、44.7%と依然として半数に満たない状況であった。なお、雇用されている障害のある人の数については、すべての企業規模で前年の報告より増加した(図表5-6)。

■ 図表5-5 民間企業における障害者の雇用状況

(1) 実雇用率と雇用される障害者の数の推移



注1：雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年以降は50人以上規模の企業）についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年度まで
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
 重度身体障害者である短時間労働者
 重度知的障害者である短時間労働者

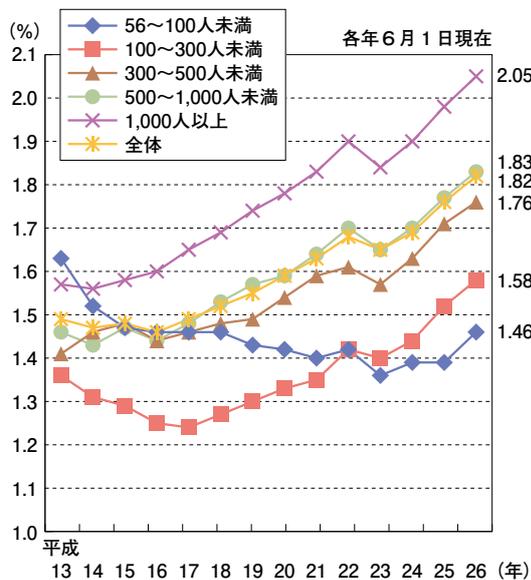
平成18年度以降
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
 重度身体障害者である短時間労働者
 重度知的障害者である短時間労働者
 精神障害者
 精神障害者である短時間労働者
 （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

平成23年度以降
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
 重度身体障害者である短時間労働者
 重度知的障害者である短時間労働者
 精神障害者

身体障害者である短時間労働者
 （身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
 知的障害者である短時間労働者
 （知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
 精神障害者である短時間労働者
 （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

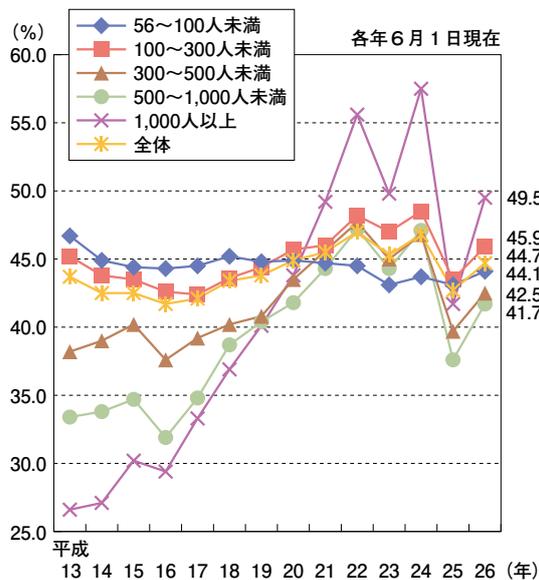
注3：法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年4月以降は2.0%となっている。

(2) 企業規模別実雇用率



※24年までは56~100人未満

(3) 企業規模別達成企業割合



※24年までは56~100人未満

資料：厚生労働省

■ 図表5-6 一般の民間企業における規模別障害者の雇用状況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる 労働者数	③障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達 成企業の数	⑥ 法定雇用率達 成企業の割合
			A. 重度身体 障害者及び重 度知的障害者	B. 重度身体 障害者及び重 度知的障害者 である短時間 労働者	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神障 害者	D. 重度以外 の身体障害者 及び知的障害 者並びに精神 障害者である 短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規 雇用分			
規模計	企業 86,648 (85,314)	人 23,650,463.5 (23,213,401.0)	人 103,320 (99,560)	人 12,360 (11,197)	人 195,279 (184,179)	人 33,893 (28,903)	人 431,225.5 (408,947.5)	人 45,269.5 (41,906.0)	% 1.82 (1.76)	企業 38,760 (36,413)	% 44.7 (42.7)
50～ 100人未満	企業 38,823 (38,073)	人 2,706,736.0 (2,655,493.0)	人 8,296 (7,848)	人 1,780 (1,582)	人 18,610 (18,093)	人 4,926 (4,078)	人 39,445.0 (37,410.0)	人 4,027.5 (3,490.0)	% 1.46 (1.41)	企業 17,102 (16,399)	% 44.1 (43.1)
100～ 300人未満	33,866 (33,497)	5,219,324.0 (5,156,348.0)	17,838 (17,229)	3,126 (2,797)	39,337 (37,258)	8,458 (7,289)	82,368.0 (78,157.5)	9,301.5 (8,346.0)	1.58 (1.52)	15,546 (14,585)	45.9 (43.5)
300～ 500人未満	6,441 (6,385)	2,288,945.0 (2,272,784.5)	9,394 (9,244)	1,358 (1,232)	18,506 (17,597)	3,454 (2,913)	40,379.0 (38,773.5)	4,415.5 (4,266.0)	1.76 (1.71)	2,735 (2,537)	42.5 (39.7)
500～ 1,000人未満	4,396 (4,274)	2,830,406.0 (2,757,609.0)	12,650 (12,184)	1,418 (1,243)	23,390 (21,723)	3,437 (2,915)	51,826.5 (48,791.5)	5,684.0 (5,257.5)	1.83 (1.77)	1,831 (1,605)	41.7 (37.6)
1,000人以上	3,122 (3,085)	10,605,052.5 (10,371,166.5)	55,142 (53,055)	4,678 (4,343)	95,436 (89,508)	13,618 (11,708)	217,207.0 (205,815.0)	21,841.0 (20,546.5)	2.05 (1.98)	1,546 (1,287)	49.5 (41.7)

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

4 F欄の「うち新規雇用分」は、平成25年6月2日から平成26年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

5 ()内は平成25年6月1日現在の数値である。

なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

資料：厚生労働省

② 国・地方公共団体の状況（図表5-7）
 国の機関（法定雇用率2.3%）に在職している障害のある人の割合、勤務している障害のある人の数はそれぞれ2.44%、7,326.0人であった。
 また、都道府県の機関（法定雇用率2.3%）は

2.57%、8,286.5人であり、市町村の機関（法定雇用率2.3%）は、2.38%、25,265.592人であった。
 さらに、都道府県等の教育委員会（法定雇用率2.2%）は2.09%、13,930.5人であった。国、地方公共団体ともに、勤務している障害のある人の数は前年同日の報告より増加した。

■ 図表5-7 国・地方公共団体における障害者の在籍状況

1 法定雇用率2.3%が適用される国、地方公共団

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数/機関数	⑤達成割合
国の機関	300,776.5 人 (301,817.0 人)	7,326.0 人 (7,371.0 人)	2.44 % (2.44 %)	39/ 40 (39/ 40)	97.5 % (97.5 %)
都道府県の機関	322,490.5 人 (322,458.5 人)	8,284.5 人 (8,136.0 人)	2.57 % (2.52 %)	145/ 156 (144/ 156)	92.9 % (92.3 %)
市町村の機関	1,061,832.5 人 (1,061,543.5 人)	25,265.0 人 (24,792.0 人)	2.38 % (2.34 %)	1,939/2,336 (1,947/2,372)	83.0 % (82.1 %)

2 法定雇用率2.2%が適用される都道府県等の教育委員会

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数/機関数	⑤達成割合
都道府県等教育委員会	665,156.5 人 (676,557.0 人)	13,930.5 人 (13,581.0 人)	2.09 % (2.01 %)	80/120 (72/125)	66.7 % (57.6 %)

- 注1 各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 2 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 法定雇用率2.2%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 4 ()内は、平成25年6月1日現在の数値である。

資料：厚生労働省